

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第23回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年11月16日（火） 14:00～14:38

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、國井 秀子、長田 三紀、
宮本 勝浩

（以上5名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、前川 正文（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、犬童 周作（事業政策課企画官）、二宮 清治（料金サービス課長）、吉田 正彦（料金サービス課企画官）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）答申事項

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3025号】

（2）諮問事項

接続料規則等の一部改正について【諮問第3026号】

開 会

○根岸部会長　それでは、時間がまいりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の合計8名のうち、現在6名ご出席いただいております。辻先生は後で遅れて来られるということでございます。したがって、定足数を満たしております。

それでは、議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。

本日は答申事項1件、諮問事項1件であります。

○根岸部会長　では、最初に答申事項ということで、諮問第3025号、いわゆるユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について審議いたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、9月28日開催のこの部会において審議を行い、10月28日までの間、意見募集を行いました。本日は、提出された意見を取りまとめていただきましたので、これを報告いただき、審議したいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　それでは、お手元の資料23-1の2ページ目をお開きください。9月28日から10月28日まで行われました意見募集の結果でございますけれども、KDDI、ソフトバンクグループ及び個人の方2件、合計4件の意見の提出がございました。その内容とこれに対する考え方をまとめさせていただいたものが別添の資料でございます。

3ページ目をお開きください。以下、意見と考え方をご説明させていただきます。

まず、意見1、KDDI株式会社からのご意見でございます。NTT東西はIP網への具体的移行計画を速やかに示し、メタルアクセス回線の扱いや移行に伴う課題等を明らかにすべきというご意見でございます。

考え方でございますが、現在、情報通信審議会において行われている「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」についての審議や「光の道」構想の検討と関わるものであり、今後、これらの結果を踏まえた検討、取組を行っていくことが適当と考える。なお、NTT東西は先般、P

S T Nから I P 網への移行について概括的展望を公表したところであるが、N T T 東西には、今後、これらの結果を踏まえた検討、取組に資する情報等の積極的な提示が期待されるとしております。

続きまして4ページ目でございます。意見2は、ソフトバンクグループの3社連名の意見でございます。現在、「タスクフォース」における「光の道」の実現方策についての議論に提案中のアクセス回線会社の設立による光ファイバー全国整備（メタル全撤去）という方策について集中的議論を行い、結論を得るべきとのご意見でございます。

これについての考え方2は、考え方1と同様でございますが、現在、情報通信審議会において行われている「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」についての審議や「光の道」構想の検討と関わるものであり、今後、これらの結果を踏まえた検討、取組を行っていくことが適当と考えるとしております。

続きまして5ページ目、意見3でございます。K D D I 株式会社からのご意見で、N T T 東西による収支の算定過程等について、国民に理解しやすい形で、透明性を高めて開示すべきとのご意見でございます。

これについての考え方といたしましては、N T T 東西による基礎的電気通信役務収支表の作成、公表等に関しては、これまでも収支算定方法を初めとする情報の公開に取り組んできているところであるが、こうした意見にも留意して、引き続き、国民に理解しやすい形で、透明性の向上に努めていくことが望まれるとしております。

続きまして意見4、これは個人の方からのご意見でございます。現行の交付金の給付を見直し、光ファイバーのオープンな利用環境を整備すべきとの意見でございます。

これについての考え方といたしましては、今回の交付金等の認可は現行制度に則って行われるものであり、今後の制度の在り方へのご意見として承るとしております。なお書きといたしまして、このご意見の中に1,000億円もの交付金を使うことはやめるべきですとの点がございしますが、今回の認可に係る交付金額はN T T 東西合計で約152億円でございますので、この点を記述させていただいております。

続きまして6ページ、意見5、これも個人の方からのご意見でございます。支援業務費の範囲が不明確であり、不正を防止できないのではないかというご意見でございます。

これについての考え方といたしましては、基礎的電気通信役務支援機関の支援業務費の詳細は資料22-2、p40のとおりである——これは前回の諮問の際にお示した

資料でございまして、本日も席上に配付させていただいているところでございます。また、この支援機関の支援業務費に関しては、電気通信事業法において毎年度の事業計画、収支予算の認可及び収支決算書の作成、報告が義務づけられているほか、支援機関において中間期及び決算期に複数の公認会計士による外部監査が実施されているが、引き続き適正な執行の確保に努めていくことが求められるということを考え方としております。

以上が意見募集で寄せられた意見の内容とこれに対する考え方でございまして、これを踏まえました答申案が1ページにあるとおりのものでございます。

説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらどうぞお願いいたします。

○宮本委員　宮本でございますけれども、情報の公開とか、それによって国民の理解を得ていくことは非常に大事なことだと考えておりますけれども、現在、情報通信審議会で行われておりますところの「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」についての審議とか、それから「光の道」構想ですね、こういうものとの整合性を図っていかないといけないと思いますので、私は今日の答申で結構だろうとは思いますが、しかし、一応、最初に申し上げました情報の公開、それから国民の理解を得るという前提をやはりきちんとやっていくべきであろうと思います。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○東海臨時委員　今のご発言と少し関係いたしておりますけれども、今回の事業者からのご意見の中心は、やはり環境が大きく変化をしつつある、あるいは行政としてもいろいろな政策を前向きに進めつつあるといったような状況なので、今日の議論と直接これに関わらせて議論しなければならないという意味ではなくて、やはりそういった方向性と情郵審での議論というのは、当然のことながらそういう方向性を認識した上で判断することが大事であることは私も同様でございます。そのような意味で、現在、情報通信審議会の方でユニバーサルサービス政策に関連する議論をやっている過程でございますので、その内容がどのようにお話しされるかは行政の問題といたしまして、各情郵審の委員の先生方にもきちっとご説明がなされるべきかと思っております。

また、本日この中でNTT東西からの概括的展望が出たということが書かれておりますけれども、それらについても直接今日の判断に関わるかどうかは別といたしまして、大きな方向性としてはしっかり認識していかなければならないという意味において、機会を得てしっかりとご説明いただくような流れをつくっていただくことは大変大事なことでと私も思っているところでございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。事務局の方で何かご発言ありますか。

○吉田料金サービス課企画官　特には。

○根岸部会長　よろしいですか。今、お二人の委員の先生方のご意見がございましたが、それを踏まえて事務局の方でもお願いしたいと思います。

ほかによろしいですか。

それでは、ほかに意見がございませんようでしたら、諮問第3025号につきまして、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そのとおり答申いたします。

それでは、次に諮問事項の審議に移りたいと思います。

○根岸部会長　諮問第3026号、接続料規則等の一部改正につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　それでは、お手元の資料23-2に基づきましてご説明させていただきます。

1 ページ目が諮問書でございまして、電気通信事業法の関係規程に基づきまして接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正することとしたいということで諮問させていただくものでございます。

2 ページ目にまいりまして、改正の背景等ということでございます。まず、改正の背景ですが、NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料は長期増分費用方式によるものといたしまして、現行の方式による接続料は平成20年度から平成22年度までの3年間を適用期間とされております。このため、総務省では平成21年6月から現行のモデル見直しのための研究会を再開し、これを改修した第5次モデル案の取りまとめをいたしました。これを受けまして、平成23年度以降の接続料の算定の在り方につきまして、平成22年4月に情報通信審議会に諮問がなされまして、平成22年9月28日に平成23年度及び平成24年度の2年間の接続料の算定にはこの第5次モデルを適用することが適当

であるとする「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」の答申を受けたところでございます。

今回諮問させていただきます接続料規則等の一部改正は、この答申を踏まえまして平成23年度以降の接続料の算定方式等について所要の規定整備を行うこととさせていただきたいというものでございまして、接続料規則の一部改正及び接続料規則の一部を改正する省令の一部改正という2つの省令の改正を諮問させていただくものでございます。

めぐりまして3ページ以下が主な改正の概要になっています。まず、接続料規則の一部改正に係る点でございますが、1つ目は今ご説明いたしました第5次モデルということになりますが、LRICモデルの改修に伴います算定方法の一部変更ということでございまして、情通審の答申の関連部分はこの下の黄色の囲みの部分となっていますけれども、この指摘を踏まえまして、この第5次モデル導入に伴う算定方式を導入するというので、後ほどご説明いたします省令の別表の規定の整備を行うものでございます。

次に、もう1つの点でございますけれども、平成23年度の接続料算定に用いる各入力値の更新ということでございまして、答申の中でも入力値の扱いについては毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当であるとされておりますけれども、平成23年度の接続料算定に用いる各入力値につきまして、この「第38回長期増分費用モデル研究会（11月1日開催）」において了承された値に更新するため、これも後ほどご説明します省令の別表の整備を行うこととするものでございます。

なお、この入力値につきましては、本年8月から9月にかけて各事業者に対して入力値の募集を行い、各事業者からご提案いただいた数値をベースとしているものでございます。

続きまして、接続料規則の一部を改正する省令の一部改正の部分でございます。この中では、まず1点目でございますが、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への全額算入に関してでございます。この点は、関連の答申の部分は黄色の部分でございますが、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において利用者負担の抑制を図る観点から、平成19年度からの当分の間の措置といたしまして、回線当たり費用が全国平均プラス標準偏差の2倍を超える額に補てん対象が変更されたことに伴いまして、NTSコストのうち高コスト地域の補てん対象額の大部分を占めるき線点RT-GC間伝送路費用相当額が実質的には補てん対象外となるということでござ

ざいまして、この結果、NTT東西のみがき線点RT-GC間伝送路費用を負担することとなるため、平成19年9月の情報通信審議会答申で、NTT東西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を従量制接続料の原価の一部に算入することとされたという経緯がございます。これを受けまして、平成20年度以降、毎年度20%ずつ段階的にき線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への算入が行われてきたということでございますが、今回の答申の関連部分で触れておりますが、この段階的算入を引き続き行うこととされまして、平成23年度以降はこの平成20年度からの段階的付け替えの結果、全額が接続料原価に算入されることとなるということでございます、この点を措置するものでございます。

めぐりまして5ページ目でございます。前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用ということでございます、これも答申を踏まえまして、平成23年度から平成24年度までの間の接続料算定に用いる通信量につきましては、引き続きこの方式を採用することとするものでございます。

続きまして(3)NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定(東西均一接続料)の関係でございます。この点につきましても、答申におきましては引き続き東西均一接続料を採用することが適当であるとされておりまして、この点を確保するために平成23年度から平成24年度までの間はNTT東西の接続料原価及び通信量等を合算して接続料を算定することとするものでございます。

以上が改正の概要でございますが、改正の具体的内容につきましても簡単に触れさせていただきたいと思っております。これにつきましては、資料23-2の6ページ以降にございます新旧対象条文に即しましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、6ページ目でございますけれども、別表第2の1の変更で、正味固定資産額算定方法についての変更でございます。この接続料規則の改正につきましては、先ほどもご説明させていただきましたように、LRICモデル(第5次モデル)を導入することによる改修点と、入力値を更新するという2点がございますけれども、この別表第2の1における変更箇所につきましては、すべてLRICモデルの改修に伴う算定方法の変更についてでございます。

まず、冒頭の正味固定資産額算定方法の変更につきましては、平成19年度税制改正の結果を踏まえて、この残存価額に関する扱いが変更されたという点を反映させていただいているものでございます。

続きまして、下の方の設備区分のところ、加入者交換機の中にございます3カ所、「2千」という字を追加してございますけれども、これにつきましては、LRICモデルの変更ということで加入者交換機と遠隔収容装置の設置基準である局別総収容回線数を1万回線から1万2,000回線に変更すべきとされたことを反映しているところがございます。

続きまして、8ページ目をお開きください。赤字の点が今回の修正点に係るところでございます。き線点遠隔収容装置にございます4カ所の変更でございますが、これは加入電話の回線数の入力値を、単位料金区域(MA)別から局ごとに変更すべきとされた点を反映したものでございます。

しばらく飛びまして21ページをご覧ください。衛星通信設備の中で、設備量の算定の中での変更につきまして、この点についてLRICモデルにおきまして切り上げ処理が行われないよう変更すべきとされたことを踏まえまして、現在の「1に満たない端数は、切り上げるものとする」という規定を削除することとしております。

以上の点が別表第2の1の変更箇所でございます。

続きまして、35ページ以降にまいります。別表第2の2の正味固定資産額算定に用いる数値の変更の関係でございます。この別表第2の2の変更箇所につきましては、LRICモデルの改修に伴う算定方法の変更に伴う点、それから接続料算定に用いる各入力値の更新に関わる点、この両者に関わる点がございます。

まず38ページをご覧いただきたいと思えます。7行目でございますが、き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費について、500万円を1,000万円に変更しています。これはLRICモデル改修に伴う変更でございますが、き線点RTG間伝送路コストの算定方法の精緻化を行ったものでございます。

続きまして、同じページの8行目、10行目、11行目となりますけれども、き線管路、電線共同溝及び情報ボックスの総延長といった公共的地下設備の変更についてでございます。この点は入力値の更新でございますが、各事業者から利用実績及び将来の利用予測を提出いただき、それらの提案値を合算して算定しているものでございます。

次に、同じ38ページの中ほどにございます、加入者交換機/局設置遠隔収容装置判別値及び同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数でございますが、これはLRICモデル改修に伴う算定方法の変更でございますが、加入者交換機の設置基準の変更に伴うものでございます。

続きまして、38ページの一番最後の行から43ページにかけて、この数値の中で、「10G」、「10G」という数字が加えられておりますが、これはLRICモデルの改修に伴いまして、加入者交換機と中継交換機との間の伝送装置でございますADMにつきまして、10ギガのタイプの機能が追加されることに伴うものでございまして、これに伴う各種スペックを新たに追加しているものでございます。

続きまして48ページをご覧ください。都道府県別の土地単価時点補正係数を記載しております。これらは入力値の更新でございまして、平成22年度の国土交通省地価公示に基づきこの値を更新したものでございます。

続きまして、48ページの下から2行目から49ページにかけてでございますけれども、監視設備、共通用建物、土地などの対投資額比率についても入力値の更新ということで、NTT東西の会計報告をもとにして変更したものでございます。

続きまして、49ページ及び50ページの別表第4の1、費用算定方式につきましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、別表4の1の冒頭でございます減価償却費についてでございますけれども、6ページで説明させていただきました正味固定資産価額の算定方法と同様に、平成19年度税制改正の結果を踏まえ、残存価額に関する扱いを変更すべきとされた点を反映したものでございます。

それから、50ページでございます施設保全費の中の点でございますけれども、この加入者交換機、監視装置につきまして、算定の方法を一次関数による算定から二次関数を使用した算定方法に変更してございます。これはLRICモデル改修に伴う変更でございまして、現行では施設保全費のうち固定的費用の算出に一次関数による直線回帰を用いておりますが、この算出方法につきまして、より算定を精緻化する観点から、答申で、二次関数による回帰を用いるよう変更すべきとされたことを踏まえ、これを反映したものでございます。

続きまして、50ページ下段以降の別表第4の3の費用算定に用いる数値についてご説明いたします。この別表第4の3につきましても、LRICモデル改修に伴う変更の点と、入力値の更新に伴う点がございまして。

まず50ページでございます。加入者交換機施設保全費対投資額比率の中で「(二次係数)」というものを追加しておりますが、これは先ほどもご説明いたしましたLRICモデル改修に伴う変更で、加入者交換機施設保全費の見直しについて二次関数を使用

することに伴って、この「(二次係数)」を追加するものでございます。

また、この50ページから51ページにかけて規定しております各都道府県別の加入者交換機都道府県別施設保全費が全国的に現行から減少しているのも、この固定的費用の算定方法の見直しによるものでございます。

続きまして、51ページの中段以降にございますメタルケーブル等に係る施設保全費でございますけれども、これにつきましては入力値の更新でございます。これらは例年と同様にNTT東西の実績をもとに、フォワード・ルッキング性を考慮して算定しておりますが、メタルケーブル、光ケーブルともに効率化が進んでおりまして、右と左を比較していただければわかると思いますが、全般的に減少しております。

以下これが続きまして、55ページをご覧いただきたいと思えます。下から2行目から56ページの中ほどまででございますけれども、道路占用料や撤去費用対投資額比率等についての変更ということでございまして、これらは毎年の入力値の更新でございます。これらにつきましても、NTT東西の会計報告をもとにしているものでございまして、全般的に減少傾向になっています。

最後に56ページ中ほどから57ページまでの経済的耐用年数に係る部分をご覧いただければと思えます。これにつきましては、LRICモデル改修を踏まえた変更でございます。

まず、遠隔収容装置でございますが、これまでは伝送装置の経済的耐用年数を使用してまいりましたが、今回のモデル改修により伝送装置と交換機の経済的耐用年数の平均値を使用すべきとされたことを反映したものでございます。

続きまして、き線点遠隔収容装置についてでございますが、これまでは伝送装置と交換機の経済的耐用年数の平均値を使用することとしておりましたが、このモデル改修を踏まえまして、より現実に近い算定方法であります修正増減法で推計を行った値、13.5年という値に変更してございます。さらに56ページの終わりから57ページにかけて規定しております監視設備の経済的耐用年数でございますが、これもLRICモデルの改修を踏まえまして、これまで便宜的に法定耐用年数により代用してきたものを、これも修正増減法により推計した値に変更しています。

その他の経済的耐用年数については、例年同様の算定により見直しを行ったものでございます。

以上が接続料規則の一部改正案の説明でございます。

続きまして、接続料規則の一部を改正する省令の一部改正案についてご説明させていただきます。

まず、59ページをお開きください。第7項及び第8項におきまして、加入者交換機能のNTSコストの段階的な付け替えを規定しています。今回の改正案におきましては、第7項におけるNTSコストを接続料の原価に加算することができる期限を、平成25年3月31日までに延長いたします。59ページから61ページにかけて規定がございます。少し長い規定でございますが、この第8項におきまして段階的な付け替え措置がございます。平成23年度以降につきましては、61ページの第8項第7号という規定を新たに置きまして、き線点RT-GC間伝送路コストの原価を超えない額の全額の算入が可能である旨を追加するものでございます。

それから、61ページから64ページにかけて規定されている公衆電話機能及びPHS基地局回線機能の接続料の原価の取り扱いでございますけれども、これは今ご説明させていただきましたき線点RT-GC間伝送路コストの原価の付け替えに伴いまして、費用の重複を避ける観点からこの規定が置かれているものでございまして、この点につきましてもこれまで段階的に改正がなされてきた事項でございまして、これらも引き続き措置をするものでございます。

続きまして64ページの第14項でございます。これは先ほどの概要でご説明させていただきました通信量の扱いについて、引き続き平成23年度以降の接続料算定におきましても、これまでの通信量の扱いどおり、当該年度の上半期と前年度下半期の合算値を採用することにしておりまして、これを続けるということで、期限を平成25年3月31日までに変更したものでございます。

最後に、65ページの第17項をご覧ください。NTT東西の接続料原価及び通信量等を合算して接続料を算定する旨規定されておりまして、今般の答申におきまして、引き続き東西均一接続料とすべきとされておりますことから、この規定の期限を平成25年3月31日までに変更するものでございます。

少し長くなりましたが、説明は以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いたします。諮問書は1ページ目についておりますけれども、よろしくお願いたします。

○宮本委員 接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照条文の部分でございますけれども、その最初にあります残存価額と最低残存価額というのはやはりかなり違ってくるものでしょうか。ちょっとそのへん、私、素人なものでわからないのですけれども、少なくとも最低これだけ残っていないとだめだよというのと、残存価額というのは、やはりかなり違ってくるものなのではないでしょうか、実際値としまして。ちょっとそこだけお伺いしたいのですけれども。

○吉田料金サービス課企画官 6ページ目の省令案をご覧いただければと思いますけれども、この右側の残存価額につきましては、四角の少し上ですけれども、残存率を0.1とすると規定がございます。ということから、残存価額としては要するに投資額の0.1ということがございます。一方、最低残存価額ということは、この0.1という値を使わなくてよいということございまして、端的に言えば1円でも価値があればいいということがございますので、その点で価額が変わってくることになろうかと思えます。

○宮本委員 わかりました。

○根岸部会長 どうぞ、他にございますでしょうか。

今回のこの諮問につきましては、既に情報通信審議会の答申を踏まえたものでありますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、諮問第3026号につきましては、諮問された案を報道発表する他、広く意見の募集を行うことといたします。本件改正を踏まえまして接続約款が平成23年度当初から適用されることが各接続業者の利益になるということでもありますので、意見募集は1回といたしまして、平成22年12月16日までの間、実施いただければと思います。

また、提出された意見を踏まえまして、接続委員会において調査、検討いただいた上で、最終的に答申をまとめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、また接続委員会で調査いただくということでもよろしくお願いいたしたいと思えます。

それでは、このように決定いたしたいと思えます。どうもありがとうございました。

○根岸部会長 それでは、本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございましたら。よろしいですか。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。次回の部会につきましては、別途事務局より連絡いただくということでございます。

それでは閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉 会